

令和2年度
第8回観音寺市農業委員会定例会
議 事 録

令和2年11月20日開会

観音寺市農業委員会

観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和2年11月20日(火) 午後1時30分～午後3時

2 開催場所 観音寺市役所2階 会議室

3 出席委員 14人

- 1番 森川 光典 (会長)
- 2番 合田 政光
- 4番 荻田 昇吾
- 7番 石井 崇雄
- 9番 齋藤 照久
- 10番 中村 能身
- 11番 石川 素康
- 13番 岡下 定幹
- 14番 小出 章寛
- 15番 合田 亘
- 17番 川下 肇
- 18番 合田 朝子
- 19番 今井 康博 (副会長)

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について<農業委員会許可>

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>

議案第4号 観音寺市農地利用集積計画(案)について

議案第5号 農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)について

議題第6号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について<香川県知事許可>

5 農業委員会事務局等出席者

| | |
|---------------|-------|
| 事務局長 | 合田 尊男 |
| 事務局次長(農政管理係長) | 藤村 佳広 |
| 事務局主任(農地係長) | 石井 盟人 |
| 事務局主事 | 藤川 博史 |

6 会議の概要

(午後1時30分 開会)

事務局長 ただ今から令和2年度観音寺市農業委員会第8回定例会を開会いたします。

本定例会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程に基づき、現に在任する委員19人の過半数である14人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。

それでは、森川会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

議長(会長) ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第20条第2項に基づき議事録署名委員を2名指名させていただきます。署名委員さんは、7番石井委員、並びに15番合田委員のご両名にお願いします。

それでは、これより議事に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。それでは事務局に説明を求めます。

藤川主事 失礼いたします。

それでは、議案第1号について説明させていただきますので、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可する。

令和2年11月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は6件です。

議案書3ページをご覧ください。

1番の申請は、5条1番に関連するもので、営農型発電設備の設置について設置者と営農者が異なるため、支柱部に係る転用許可と下部の農地に地上権を設置するための3条許可が必要となります。

平成29年11月9日付で営農型発電設備の設置に当たり3年間の転用許可と地上権を取得しており、本件は更新のため地上権10年間で再設定するものです。

地上権の期間が、前回の3年間から10年間とするのは、農林水産省からの平成30年通知により、一定の農地について地上権の設定期間が3年以内から10年以内と変更となったことに伴うものです。

農地法第3条第2項ただし書きの審査基準の許可事項に該当しており、営農条件に支障をきたす恐れがないため、許可要件を満たしていると考えます。

なお、許可日については5条許可日と同一日とされます。

2番の申請は、労働力不足により農地の管理に苦慮し農地の売却を検討していた譲渡人と認定新規就農者である譲受人との間で話が纏まったものです。譲受人は申請地の周辺で営農しており、本件により経営規模の拡大を図るものです。

3番の譲渡人は、義理の父の死亡に伴い農地を取得したものの非農家であり今後も営農の予定がないため、これまで農地の貸借により耕作していた譲受人に有償の所有権移転を行うことで話が纏まったものです。譲受人は認定農業者であり、自宅から近い申請地を取得し自作地の拡大するものです。

4番の申請は、第5条許可後の承継を伴う事業計画変更に関連するものです。計画変更となった経緯につきましては後程説明いたします。

今回の譲渡人と譲受人は親子で譲渡人は県外に在住しており、観音寺市に戻る予定がないため、父親に無償の所有権移転をするものです。

譲受人は自宅の敷地内で柑橘やベリー等の果樹を栽培しておりますが農地は所有しておりません。今回の申請地の北側と西側が譲渡人の敷地と隣接しており、申請地を敷地の一部として果樹を植え一体に利用しております。

本来であれば農地の取得には40a以上の農地の所有が必要です。しかし、申請地の所在や面積、形状から他の人が申請地を単体の農地としての利用が難しく、現状のように一体として利用しなければ申請地の利用することが困難と認められることから、農地法施行令第二条第3項第3号の規定により許可相当と考えます。

5番の申請は、労働力不足により農地の管理に苦慮していた譲渡人が売却先を探していたところ、譲受人との間で有償の所有権移転することで話が纏まったものです。譲受人は自宅から近い申請地を取得し経営規模の拡大を図るものです。

6番の申請は、相続により農地を取得したものの譲渡人が県外に在住する非農家で管理が困難なため、譲渡人の親戚で観音寺市に在住する譲受人に所有権移転することで話が纏まったものです。譲受人にとって申請地は実家の農地であり、現在も譲受人が管理していることから問題ないものと考えます。

以上6件の申請につきましては、[全部効率利用(利用・耕作)要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの審査基準をすべて満たしていることから、]農地法第3条第2項の各号の不許可事項には該当しないものと考えます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番、2番について、黒田 直文 委員 が欠席しているため、私から補足説明を行います。

黒田委員 特に問題ありません。

議長(会長) 同じ2番について小出委員 補足説明をお願いします。

小出委員 特に問題ありません。

議長(会長) 続きまして3番について、石井委員 補足説明をお願いします。

石井委員 特に問題ありません。

議長(会長) 続きまして4番について、岡下委員 補足説明をお願いします。

岡下委員 特に問題ありません。

議長(会長) 続きまして5番について、石川委員 補足説明をお願いします。

石川委員 特に問題ありません。

議長(会長) 続きまして6番について、川下委員 補足説明をお願いします。

川下委員 特に問題ありません。

議長(会長) 地区委員さんより補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長(会長) 全員異議がないようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第2号について説明させていただきますので、議案書の5ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和2年11月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は3件です。

議案書6ページ及び位置図をご覧ください。

1番の申請場所は、大野原町大野原字木戸6235-1で大野原小学校から南西約840mに位置し、市道木戸線に接した都市計画区域外の第1種農地であり、転用面積は地目が田387㎡です。

利用計画ですが、住宅平屋建て88.44㎡で土地利用率は22.85%です。

転用に及んだ理由ですが、退職を機に夫婦2人で、申請者の実家近くに移り住み、母親の面倒を見たいと考えていますが、実家は母親の家や納屋があるため、所有地を転用地に選び転用申請に至りました。

第一種農地ではありますが、居住する者の日常生活に必要な施設であり、集落に接続して設置されている

ものにあたりますので、許可相当の案件です。

2番の申請場所は、大野原町福田原字力石 2-1 外2筆で大野原中学校から東約 1750mに位置し、県道丸井萩原豊浜線に接する都市計画区域外、第2種農地であり、一時転用面積は地目が畑 3210 m²です。

転用目的は、一時転用による農地造成です。

転用に及んだ理由ですが、農地の地盤面が前面道路より低く、現状では進入が困難な土地であるため、地番面を上げることにより有効に耕作できる農地にするための転用申請であります。造成するための土砂は、地元の土木工事業者が工事現場で出る良質の建設残土（汚泥、コンクリート殻、ビニールゴミなどを除いたもの）を利用します。

農地造成に必要な土量は約 2,300 m³であり、2年6か月程度で搬入予定です。また、土砂の搬入後の整地も含めて3年間での完了を予定しております。その後は、所有者がレモンを中心とした柑橘類の果樹を約 130 本植樹し、果樹園芸を行う予定です。

土木工事業者の残土の搬出実績は、令和元年 10 月からの半年間で 3,000 m³ほどであり、今後も同程度の搬出が見込まれるため、農地造成に必要な良質残土の確保も十分可能との報告がありました。

これらのことから、農地復元の確実性が見込まれること、農地造成後の利用について確認できております。また、農地転用に伴う隣接農地関係者は3名おり、2名からは同意を得ております。後の1名は施設に入所しており、娘に連絡したところ、口頭での了承は得たものの、2度連絡したにもかかわらず書類の返信がないと、経緯書の提出がありました。地元土地改良区の了解は得られており、周辺農地の状況を勘案し許可相当と考えます。

3番の申請場所は、大野原町福田原字池奥 768-7 で大野原中学校から南東約 3600mに位置し、市道大谷奥野線に接する都市計画区域外、第2種農地であり、一時転用面積は地目が畑で 5767 m²です。

転用目的は、一時転用による農地造成です。

転用に及んだ理由ですが、申請地は山間部の谷部分で果樹を栽培していたところですが、両側の市道から農機具が進入することが難しいことから、農地造成により地番面を上げることにより、効率的に耕作できる農地を目指しての転用申請であります。

農地造成に必要な土量は約 10,000 m³であり、2年7か月程度で搬入予定です。また土砂の搬入後の整地も含めて3年間での完了を予定しております。その後は、所有者がみかん（不知火しらぬい）などの柑橘類の果樹を約 230 本植樹し、果樹園芸を行う予定です。

先ほどと同様の土木工事業者が実施予定であり、利用する土砂の種類や土砂の確保は十分可能との報告を受けております。

これらのことから農地復元の確実性が見込まれること、農地造成後の利用について確認できていること、また、農地転用に伴う隣接農地関係者の同意や、地元土地改良区の了解も得られていることから許可相当と考えます。

議案第2号については以上であります。ご審議よろしくお願いたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。転用面積が 3,000 m²を超える 2番、3番に関しては現地調査を行ってききましたので、今井副会長 から調査結果について説明をお願いいたします。

副会長 2番、3番の大野原町福田原の農地造成のための一時転用予定地の現地調査を行いました。転用の必要性、農地復元の確実性、農地造成のあとの利用方法について確認しましたが、問題ありませんでした。

議長（会長） 副会長から現地調査の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について、山下 大輔 委員 補足説明をお願いします。

山下委員 特に問題ありません。

議長（会長） 2番、3番について、小出 章寛 委員 補足説明をお願いします。

小出委員 特に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請につい

て」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第3号について説明させていただきますので、議案書の7ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。令和2年11月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は5件です。

議案書8ページと位置図をご覧ください。

1番の申請場所は、柞田町字間方甲2041で中部中学校から南西約400mに位置し、市道間方1号線に接する都市計画用途地域内の第一種低層住居専用地域の第3種農地であり、転用面積は現況地目が田977㎡です。

利用計画ですが、太陽光発電パネル262.42㎡、引込柱0.18㎡で、発電出力は47.88KWです。

申請者は平成28年から太陽光発電の売電事業により収益を上げており、市内で申請地を合わせて、1955㎡の営農型太陽光発電設備を設置しております。今般、平成28年に1時転用としていた本申請地の更新時期が来たための申請となります。経済産業省の認可も得ており、また、被害防除計画も適切になされていることから許可相当と判断するものです。また、農林水産省通知により平成30年から3種農地の場合は転用期間が10年まで延長可能であるため、今回は一時転用期間10年間となっております。

2番の転用目的は建売分譲住宅で、有償の所有権移転しようとするものです。

申請場所は、柞田町字玉田乙229外4筆で柞田小学校から南西約150mに位置し、市道玉田2号線に接する都市計画内の第2種農地であり、転用面積は地目が田4215㎡です。

併せ地は水路30㎡、合計で4245㎡です。

利用計画ですが、建売分譲住宅2階建て862.01㎡で、実測平均区画231.46㎡、平均建築面積61.57㎡、平均土地利用率は26.60%です。

転用に及んだ理由ですが、市内の分譲事業も好調であり、また当該申請地の区域で新居を構えたいという問い合わせがあることなどから高い需要があるものと見込み、分譲住宅用地を探していたところ、いずれも相続したものの、高齢などにより経営縮小を考えていた土地所有者との間で意向が合致したため計画に着手するものです。周辺は宅地化が進み、小学校や金融機関が200m以内にあり、住環境に優れていることから売買も見込まれ、また、農地転用に伴う隣接農地関係者の同意や、土地改良区及び地元水利総代の了解も得られていること、開発許可や建築確認の見込みもあることから、許可相当と判断するものです。

3番の転用目的は集団住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、柞田町字玉田乙267外1筆で柞田小学校から南約150mに位置し、市道大畑山田線に接する都市計画内、第2種農地であり、転用面積は地目が田1453㎡です。併せ地は宅地で2434.85㎡、合計で3887.85㎡です。

利用計画ですが、社員寮2階建て180㎡と倉庫48㎡、駐車場17台を整備するものです。

転用に及んだ理由ですが、従業員の中に9名の外国籍の方がいらっしゃり、現在はアパートを借りていますが、福利厚生のため、また、当該業者は業績上昇しており、事業拡張に伴う従業員の拡充による外国からの従業員の募集も予定しており、社員寮を建てる予定です。

また、本申請地に進入路とするため、併せ地にある駐車場を壊すため、新たに従業員駐車場17台分と社用車4台分の駐車場を設置する予定です。

倉庫には工場で利用する機会類を製造状況により保管するため設置するものです。これらの理由で土地を探していたところ、高齢等の理由で農地の管理に苦慮していた譲受人と話がまとまったものです。

P9の申請番号4番の修正。現況が雑種地、ということろを田へ修正してください。

4番の転用目的は一般住宅の建設で有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、柞田町字下野丙1286で柞田小学校から東約600mに位置し、市道山田下野線に併せ地が接

する都市計画内の第2種農地であり、転用面積は地目が田145㎡です。併せ地は宅地191.73㎡、合計で336.73㎡です。

利用計画ですが、住宅1棟2階建て階建69㎡カーポート1棟平屋建て25㎡で、合計94㎡、土地利用率は27.92%です。

転用に至った理由ですが、現在申請者のその両親の3人で住んでいましたが、兄夫婦が実家に帰ってくることから、新たに住宅が必要となり、実家近隣に申請者が住居を構えるため土地を探していたところ、高齢となり農地の管理に苦慮していた譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

5番の転用目的は一般住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、新田町字砂礫（がらく）1720-1外1筆で豊田小学校から北約500mに位置し、市道砂礫（がらく）線に接する都市計画区域外、第2種農地であり、転用面積は地目が田505㎡です。

利用計画ですが、住宅1棟平屋建て92.21㎡、カーポート1棟平屋建て23.90㎡で土地利用率は22.99%です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は、現在息子世帯と一緒に住んでいましたが、孫の成長により住居が手狭となり、息子世帯だけで現在の居住地に新たに家を建て替え予定となりました。そのため、妻と母の3人で住居を構えるため土地を探していたところ、高齢で農地の管理に苦慮していた譲渡人と話がまとまり、転用申請に至りました。

議案第3号については以上であります。ご審議よろしくお願いたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました転用面積が3,000㎡を超える2番に関しては現地調査を行ってききましたので、今井副会長 から調査結果について説明をお願いいたします。

今井副会長 2番の柞田町字玉田の転用予定地の現地調査を行いました。転用の必要性、事業に対する規模の妥当性、排水や道路に関する許可関係について確認しましたが、問題ありませんでした。

議長（会長） 副会長から現地調査の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番については、黒田委員が欠席しているため、私から補足説明を行います。

特に問題ありません。

2番、3番について、富田 敏弘 委員が欠席しているため、私から補足説明を行います。

特に問題ありません。

4番については、黒田委員が欠席しているため、私から補足説明を行います。

特に問題ありません。

5番について 石井 崇雄 委員、から補足説明をお願いします。

石井委員 特に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

引き続きまして、議案第4号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」を議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局次長 失礼します。

それでは、議案第4号について説明させていただきますので、議案書の10ページをお開きください。

議案第4号観音寺市農用地利用集積計画（案）について

別紙記載の観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画（案）」については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、原案のとおり決定する。

令和2年11月20日 農業委員会 会長からの提出です。

次の11ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表、利用権設定、経営移譲年金、

令和2年11月30日公告（案）ですが、

こちらは、経営移譲年金の受給のための申し出です。今回は、1件の10筆、合計面積12,610㎡について受人の息子さんに利用権設定するものです。

次の13ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表（利用権設定）令和2年11月30日公告（案）ですが、こちらは、通常の利用権設定による貸借について集計したものです。

それでは、今月の地区ごとの設定面積の合計を報告させていただきます。

| | |
|-------|---------|
| 観音寺地区 | 5,025㎡ |
| 高室地区 | 2,124㎡ |
| 常磐地区 | 16,042㎡ |
| 柞田地区 | 3,157㎡ |
| 木之郷地区 | 8,322㎡ |
| 粟井地区 | 7,231㎡ |
| 一ノ谷地区 | 14,535㎡ |
| 大野原地区 | 22,960㎡ |
| 豊浜地区 | 8,341㎡ |

です。

田畑の内訳は、田92筆、畑5筆、合計面積87,737㎡となっております。

今月は39件の申出があり、貸借の詳細については、14ページから34ページに掲載されております。

その中で、16ページの一番下、5番の受人、近藤和人（かずと）様36歳の現在の経営農地がありませんが、申請農地の近隣に自宅があり、農業に興味があるため、知人から道具を借りて、試しに1年間農業を体験してみるとのことです。

他は、特に気になる案件はありませんでしたので、個々の説明は省略させていただきます。

つきまして、議案書の35ページをお開きください。

こちらの農用地利用集積計画総括表 農地中間管理権設定 令和2年11月30日公告（案）ですが、農地機構を通じた申し出を集計したものです。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸し出しについて、該当する地区の集積面積の合計を報告させていただきます。

| | |
|-------|---------|
| 柞田地区 | 9,491㎡ |
| 木之郷地区 | 6,334㎡ |
| 豊田地区 | 7,086㎡ |
| 粟井地区 | 22,824㎡ |
| 一ノ谷地区 | 1,545㎡ |
| 大野原地区 | 32,195㎡ |
| 豊浜地区 | 6,832㎡ |

合計、33件、田86筆、畑8筆、86,307㎡です。

今月は、貸借が5件、使用貸借が28件となっております。

農地の出し手及び土地の所在地、借受者等につきましては、36ページから54ページに記載しております。

これは、貸付者から農地機構、機構から借受者へ同日付で転貸される一括方式による貸借で、令和2年12月1日付で設定される貸借となります。

今月は特に気になる案件はありませんでした。

議案第4号の説明については、以上で終わります。

ご審議よろしくお願ひします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第4号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 特にないようですので、議案第4号「観音寺市農用地利用集積計画（案）」に対する意見は、

「特になし」ということで決定させていただきます。

引き続きまして、議案第6号「農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局次長 議案第5号について、説明させていただきますので、議案書55ページをご覧ください。

議案第5号 農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について

別紙記載の、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による「農用地利用配分計画（案）」の作成にあたり、公益財団法人香川県農地機構 農地中間管理事業の実施に関する規程第12条第3項の規定により意見を聴取する。

令和2年11月20日 農業委員会 会長からの提出です。

次の56ページをご覧ください。

香川県農地機構を通じた貸借については、基本的に一括方式となったことから、議案第4号の農用地利用集積計画（案）を審議・公告することにより耕作者へ貸し付けられます。

しかし、農地機構が借り受けている農地や、耕作者が変更となる場合については、従来の配分計画によるものとなります。

今回は、借受者変更に伴う案件3件です。

今後の手続きについては、機構が正式な配分計画を作成し、県知事へ提出します。その後、認可・公告縦覧を経て、実際に借受予定者へ農地が貸し付けられるのは、令和3年1月1日からとなります。

議案第5号の説明については、以上です。

ご審議 よろしく お願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第5号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 特になしようですので、議案第5号「農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

引き続きまして、議案第6号「農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第5号について説明させていただきますので、議案書の49ページをご覧ください。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について

別紙記載の農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については、香川県農地関係事務処理要領の第3の2（3）の各号に該当しないので、許可の意見書を付して知事に進達する。令和2年11月20日農業委員会会長からの提出です。

申請場所は議案第1号の 番で取り上げた大野原町萩原字西中村1349-8です。

許可日は平成11年5月26日許可番号11農企B第5（5）129号であり、転用目的は一般住宅の建築でした。

当時譲受人であった合田千代さんは一般住宅の建築を行い、家族で生活する予定でした。しかし、転用許可の後に、夫の転勤の関係で松山に転居することとなり、事業の遂行ができなくなりました。

本来であれば、許可の取消を行い、譲渡人である大西末吉さんに効率的な農地利用を行ってもらうところではありますが、譲渡人は亡くなっており、その家族も本申請地で農業を行うつもりはなく、承継を伴う事業計画変更申請を行い、新たな譲受人によって本申請地の有効利用を促すものです。

議案第1号で説明があったように、申請地は承継する譲渡人の父である譲受人が現在も果樹園として管理しております。

これらのことを鑑み、審査の要件である、以前の譲受人の合田さんに大きな過失はないこと、議案第1号の1番が許可の見込みがあること、周囲の農地への影響も以前の事業と比較して小さいことから許可の意見書を付して知事に進達してはどうかと思います。

議案第6号については以上であります。ご審議よろしく お願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第6号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 特になさいますので、議案第6号「農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

議長（会長） 以上で全ての議案が終了しました。ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございませんか。事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

事務局 [連絡事項]

議長（会長） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。副会長、閉会の挨拶をお願いいたします。

副会長 それでは、以上を持ちまして、令和2年度第8回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後3時閉会>